

吹上都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理由

吹上都市計画区域においては，当初，平成16年に策定し，「元気で豊かな誇りある吹上町の創造」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

策定から10年以上が経過し，産業経済の低迷や少子高齢化の進行など本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し，さまざまな課題も生じている。

また，平成28年には第2次日置市総合計画を策定し，総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところである。

このようなことから，今回，都市全体の将来像を明確にするため，「吹上浜や温泉・レクリエーション施設を活かした，みんなが健康になるうるおいある吹上」を基本理念として，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。

吹上都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	6
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	7
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	7
② 市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
① 基本方針	7
② 主要な緑地の配置の方針	8
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	9
④ 主要な緑地の確保目標	10

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

吹上都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の日置市南部に位置し、枕崎市を起点としいちき串木野市を終点とする国道270号や県道谷山伊作線などの広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、吹上浜をはじめ、かつて西郷南州（隆盛）や斎藤茂吉も訪れた県内一の泉質を誇る吹上温泉、湖面が美しいさつま湖やホテイアオイの名所である正円池等の砂丘湖など、自然の恵み豊かな地域である。歴史的には島津家の直轄領として栄えた地域であった。

本区域は、国道270号と県道谷山伊作線が交差する地区に中心市街地が形成されている。中心市街地では、後継者不足による商店街の空洞化が進みつつあり、また、恵まれた景観・歴史的資源が十分活かされていない状況で、それらを観光資源として活用する必要がある。さらに、都市施設については、公園と街路を中心に整備を進めているが、街路は未整備箇所が残されており、交通の円滑化と安全性の確保が必要である。

このように、本区域では、既存の中心市街地の再構築や道路交通体系の整備による生活環境の向上に努め、さらに、自然や歴史を最大限に活かしながら、人と自然が共生したまちづくりを進める必要がある。

このことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

**「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」
を実現するまちづくり
～吹上浜や温泉・レクリエーション施設を活かした、
みんなが健康になるうるおいある吹上～**

この基本理念を実現するため、次の2つの基本方針に基づき都市づくりを進める。

■元気のある豊かなまちづくり

本区域に住んでいる人々が、健康で、安全で、幸せと豊かさを実感できるまちづくりを目指す。また、新たな交流が生まれる開かれた地域づくりを進める。

■誇りある魅力あふれる多自然居住地域の形成

豊かな個性ある自然環境・地域資源を享受しつつ、多様で多彩

な質の高い居住地域の形成を目指す。また、自然と調和しつつ都市機能を備えた基盤整備を進め、都市機能と農村機能を補完しつつ、互いに共存しあう地域づくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

① 伊作・花田地域

伊作・花田地域は、広域的な幹線道路である国道270号と県道谷山伊作線が交差している地域であり、様々な都市機能が集積している地域であることから都市中心核として位置づける。

本地域は、本区域の発展を牽引し、対外的にアピールできる優れた市街地の形成を図るため、周囲の緑あふれる自然環境との調和に配慮し、道路等の都市基盤整備、計画的な土地利用の誘導等による市街地環境の整備を進める。

また、亀丸城跡、大汝牟遅神社・千本楠など歴史的・文化的資源を活かした周辺整備等による歴史と文化を未来に活かす地域づくりを進める。

また、吹上浜公園、さつま湖、正円池周辺は、観光・レクリエーション活動拠点として位置づける。

湯之元地区は観光拠点として位置づけ、歴史と自然のまちに息吹く、名湯吹上温泉の再生を図る。

② 吹上地域

吹上地域は農業・漁業拠点として位置づける。本地域は、平地という地形特性を活かした大型農業の推進を図る。また、漁港・水産加工施設整備による漁業の振興拠点の形成に努める。

③ 永吉地域

永吉地域は自然環境豊かな集落地域として位置づけ、周辺環境に配慮した生活基盤の整備に努める。

また、南郷城跡、天昌寺跡など歴史的資源を活かした地域づくりを進める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少しており、今後もその傾向が続くと予測される。

一方、産業についてみると、商業地及び工業地の土地需要は現市街地内で収容可能であり、本区域における急激な市街化の拡大はないと判断される。

また、市街地外にある優良な農地や森林等は、農業振興地域の

整備に関する法律，森林法，自然公園法の土地利用規制によりその自然的環境を保全できると判断される。

以上のことから，本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

都市計画道路3・6・3号本町線沿道は商業・業務地として位置づける。

商業・業務地では，商業施設のリニューアルや公共施設の充実を図るとともに，駐車場・広場等の整備を図り，商業環境の充実に努める。

b 住宅地

伊作地域及びその周辺部は住宅地として位置づける。

中心市街地の住宅地は，緑地やポケットパークなどの整備により緑豊かな美しい街並みの形成を目指し，快適な居住空間の形成に努める。特に宮内・麓周辺は，緑に囲まれた歴史的街並みを保存し，質の高い住宅地として整備に努める。

中心部周辺は，定住人口の増加を図るため，快適な住宅地として整備を進める。

c 工業地

亀原工業団地は，工業地として位置づけ，適切な操業環境の維持と周辺環境との調和を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域の交通軸が交差し，主要な都市機能が集積している中心市街地では，本区域のにぎわいを取り戻すため，道路，公園，駐車場などの都市基盤の整備にあわせた高度利用を図る。また，豊かな自然景観を活かした整備に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や生活道路の未整備により，機能性，利便性，防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については，公共空地を十分確保し，緑豊かな住環境の形成を進める。また，道路・公園等の都市基盤の整備や高齢者・障がい者に配慮した施設整備を図り，居住環境の改善を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内に現存する緑に囲まれた歴史的な緑地は、今後も良好な緑地として継承に努める。

また、中心市街地は緑豊かな環境を保全し、うるおいあふれる街並み整備に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

吹上浜一体の自然公園区域は、優れた自然環境を有することから、今後ともその保全に努める。また、市街地周辺の丘陵地や河川沿いは、良好な自然環境を有していることから、今後とも自然の風致を維持し、都市の環境を保持するため自然地としての保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

永吉地域は、個性的・魅力的な緑地空間を有しており、周辺の自然的環境との調和を図りつつ、良好な生活環境の整備に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の主要幹線道路網は、南北方向の国道270号と東西方向の県道谷山伊作線、県道永吉入佐鹿児島線で構成されている。

今後、より一層、人やものの交流を促し、地域の活性化を誘導していくため、現在の広域幹線道路網に連絡する地域内の幹線道路網の適切な整備により、広域圏とのアクセス向上を図る必要がある。

また、通過交通と通勤通学などによる区域内発生交通の混在などにより、騒音等の問題を引き起こしており、通過交通と発生交通の分離を図る必要がある。さらに、交通弱者に配慮し、公共交通機関の充実等により生活利便の向上を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 市街地においては市街地活性化を支える骨格道路，交通拠点及び駐車場等の整備に努め，都市の将来像に基づく区域各所の位置づけや役割に適応した交通施設の適正配置を図り，快適で利便性の高い地域環境づくりとしての相乗効果を目指す。
- 交通施設の整備にあたっては，バリアフリーの推進など高齢者等の交通弱者の利用に十分配慮し，誰もが安心して快適に利用できる，優れた交通空間の形成を図る。また，日置市地域公共交通網形成計画に基づき，各種交通機関の適正な機能分担のもとに，総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 整備水準の目標

道路については，交通体系の整備方針に基づき，主要幹線道路，都市幹線道路について，整備中区間の早期完成を図り，未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は，今後さらに拡大する広域交通に対処するとともに，都市内の交通を円滑に処理するため，既存道路の機能向上を含め，次の方針により適正に配置する。

種 別	配置の方針
主要幹線道路	<p>市街地における交通渋滞の解消と歩行者の安全性の確保を図るとともに，鹿児島市や谷山インターチェンジ等との連携の強化，広域交通の円滑化を図る主要な南北軸として以下の道路を配置し整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道永吉入佐鹿児島線 ・ 県道谷山伊作線
都市幹線道路	<p>主要幹線道路と中心市街地とを結び，市街地の骨格となる道路網を形成する以下の道路を配置し，整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道田之頭吹上線 ・ 都市計画道路3・6・3号本町線（県道湯之浦伊作停車場線） ・ 都市計画道路3・5・2号打越線（市道小牧打越線）

c 主要な施設の整備目標

現在のところ，概ね10年以内に整備を予定する施設は特にはないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、生活様式の変化等に対応して、公共用水域の水質保全、雨水排水対策を推進し、生活環境の整備に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域の永吉地域の一部では、農業集落排水施設が整備済みであり、永吉地域以外では地域特性に適した総合的な生活排水対策を図る。

2) 河川

治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「かごしま生活排水処理構想」「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、永吉地区の一部に整備されている農業集落排水施設の適切な管理に努めるとともに、合併処理浄化槽設置の促進と、現有施設の適正かつ計画的な維持管理、市民等への生活排水処理に関する啓発と指導の展開を図る。

イ 河川

本区域には、永吉川、小野川、伊作川、湯之浦川等の河川がある。これらの河川については、その特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じ整備を検討する。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情，周辺環境との調和等を考慮するとともに，日置市全体や広域圏での連携を図りながら，適正かつ計画的に整備する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域のごみ処理施設は，日置市クリーンリサイクルセンターにより対応している。

今後においては，環境への配慮と居住環境の向上の観点により「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏まえつつ，適正に配置する。

イ し尿処理施設

本区域のし尿及び浄化槽汚泥は南さつま衛生センターによる処理を行っており，施設の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ，概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが，適切な維持・補修の上，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地は，伊作地域を中心に構成されており，伊作地域から延びる幹線道路や生活道路で各地域の集落と連絡されている。このうち，幹線道路沿道は空き店舗や家屋の老朽化が進んでいるため，未利用地等の活用などの都市環境整備を検討する。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の事業はないが，市街化の動向に応じて適宜検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は，中心市街地に主要な商業施設や行政サービス施設が

集積し，その周辺に住宅地を含む市街地，さらに山林等が広がっている。また，自然公園区域である吹上浜を有する海・川・山の恵み豊かな区域である。

近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や，災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地の適正な配置及び小規模公園の再編を図るとともに，良好な環境づくりを目指す。また，自然公園については，保安林や歴史的な自然環境を保全する。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全 システムの配置	市街地周辺部の 緑地	市街地を取り囲むようにしている斜面樹林等は，良好な居住環境を演出する重要な機能を有していることから保全に努める。
	吹上浜の緑地	自然公園区域内の保安林は，その保全に努める。また，県内有数のウミガメの上陸・産卵場所となっており，適切な緑地の保全を図る。
	市街地内の緑地	大汝牟遅神社参道の千本楠を天然記念物として保全する。 その他良好な屋敷林，社寺林等の保全に努める。
b レクリエーション系 システムの配置	区域全体	小規模公園の再編を図るとともに，施設の適正な維持管理，長寿命化に取り組む。 近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため，市街地の動向，土地利用形態等を勘案して公園緑地等を適切に配置することにより，総合的なレクリエーション機能の充実を図る。また，吹上浜公園，さつま湖，正円池周辺の一体的整備によりレクリエーション拠点として整備を図る。

	花田地域	<p>吹上浜公園では、人工芝サッカー場の整備とともに、陸上競技場、テニスコート、野球場、体育館などの各施設を計画的に改修し、宿泊施設と連携した大会や合宿等の誘致などに今後も積極的に取り組む。</p> <p>吹上浜キャンプ村跡地とその周辺活用の検討を進め、白砂青松の地理的特性、吹上浜公園及び吹上温泉の地域資源を活かしたスポーツ観光を一層推進し、多くの人々が交流する海のレクリエーション拠点の形成を図る。</p>
c 防災システムの配置	区域全体	<p>災害発生時における安全を確保し、避難路・避難地及び救難活動の場となる公園・緑地などオープンスペースの確保と適正な配置に努める。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制し、緑地等として保全する。</p>
d 景観構成システムの配置	区域全体	<p>本区域の風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保するため、吹上浜の砂丘や河川沿いの広大な丘陵が生み出す景観要素の緑の保全に努める。また、市街地内の歴史的街並み等にある緑地についても保全に努める。</p>
	吹上浜海岸	<p>吹上浜は、白砂青松の日本三大砂丘の一つであり、その海岸線は日本の渚百選にも選定されており、砂丘の保全と後背地の保安林の保全を図る。</p>
	城跡・社寺等	<p>亀丸城跡、南郷城跡、大汝牟遅神社、天昌寺跡など歴史的・文化的資源を保全・活用し、良好な景観形成を図る。</p>

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

吹上浜公園については、人工芝サッカー場の整備や各施設の計画的な改修によるリニューアルを進めるとともに、吹上浜キャンプ村跡地及びその周辺の地域資源の活用による拠点地区の形成を図る。

吹上浜の自然景観地や屋敷林，社寺林等で特に良好な樹林地については，地域制緑地の指定などによる緑地保全策を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

主要な公園等について，概ね10年以内に指定を行う予定はないが，必要に応じて，指定の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて，指定の検討を行うものとする。

吹上都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

- 住宅地
- 商業地
- 工業地
- 農業ゾーン
- 樹林地ゾーン
- 観光・レクリエーション地区
- 主要幹線道路（概ね整備済み）
- 主要幹線道路（概ね10年以内に整備）
- 主要幹線道路（概ね10年以降）
- 都市幹線道路（概ね整備済み）
- 都市幹線道路（概ね10年以内に整備）
- 都市幹線道路（概ね10年以降）
- 公園・緑地
- 港湾・漁港・空港・飛行場
- 河川・海・湖沼
- 都市計画区域界

